

## 借 用 書 (視聴覚機器)

- 1 視聴覚機器の引渡し、使用、維持、修繕及び返還に要する費用（使用目的等により特に借用者に負担させることが適当でないものと認めたものを除く。）は、借用者において負担すること。
- 2 借用機器を修繕（軽微な修繕を除く。）その他機器の現状を変更しようとするときは、あらかじめ承認を受けること。
- 3 借用機器について図書館からの返還要求があったときは、借用期限到来前であっても直ちに返還すること。
- 4 借用期間が満了し、借用機器を返還する場合において、借用機器に投じた維持費、修繕費等の有益費があっても請求しないこと。
- 5 借用機器を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供しないこと。
- 6 借用機器を使用目的以外の目的に使用しないこと。
- 7 借用機器の全部又は一部を亡失し、又は損傷したときは、直ちにその状況を報告すること。
- 8 借用者の責に帰する理由により借用機器を亡失し、又は損傷したときは、借用者の負担において原状に回復した場合を除き、その損害を賠償すること。

上記の各事項を遵守して借用します。

令和 年 月 日

借用者 住 所

氏 名

宮崎県立図書館長 殿

【申請先】

宮崎県立図書館 情報提供課 普及支援担当

FAX 番号 0985-29-2961